

国自旅第75号
平成29年8月14日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

通訳案内士による自家用車を用いた通訳案内行為について

今般、一部地域において、通訳案内士の資格を有する者が報酬を得て通訳案内を行う際、自家用車を用いて観光案内を行っている等の報告がなされているところである。

このような形態は、道路運送法（昭和26年法律第183号）上の許可を受けずに旅客自動車運送事業（他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業）を行うことを禁止する道路運送法第4条第1項、第43条第1項又は自家用車を有償で運送することを原則として禁止する同法第78条の規定に違反する行為となる。

また、仮に、通訳案内を行う際の運送行為について、利用者から運送費名目の金銭等を收受せず、外形上無償で行われている場合であっても、これと一体的に行われる通訳案内業務に対する対価が支払われている場合は、当該運送に係る経費は通訳案内業務で收受する料金で賄われており、実態上は有償で行われているものと判断されることから、従前どおり、当該行為については道路運送法に違反する行為である。

そのため、各地方運輸局等においては、道路運送法の許可等を受けていない通訳案内士に対して自家用車を用いた通訳案内を行わないよう指導を徹底するなど、厳正に対処されたい。

なお、通訳案内の行為については、「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第50号）の施行後（公布日（平成29年6月2日）から9ヶ月以内で政令で定める日）は、通訳案内士の無資格者であっても報酬を得て通訳案内を行うことが可能になるが、これら無資格者が道路運送法の許可等を受けずに自家用車を用いて通訳案内を行う場合であっても、有資格者の取扱いと同様であるので、遺漏なきよう対処されたい。

【参照条文】

○道路運送法（昭和26年法律第183号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。

4～8 （略）

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ～ハ （略）

二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 （略）

（特定旅客自動車運送事業）

第四十三条 特定旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2～10 （略）

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。